

# 第5次 琴平町行財政改革大綱

(推進期間：平成28年度～平成32年度)

平成28年10月

琴平町

## 目 次

I	はじめに	2
1	1 策定の趣旨	2
2	2 行革の視点	3
	(1) 町民ニーズに対応するための組織・機構の見直し	3
	(2) 持続可能な財政運営の推進	3
	(3) 防災に対する組織的対応のしくみづくり	3
II	II 改革の進め方	4
1	1 推進期間	4
2	2 推進体制	4
III	III 改革の取組項目の方向性	5
	体系図	5
1	1 行政マネジメントの改革	6
	(1) 財政の健全化	6
	(2) 事務事業の見直し	6
	(3) 時代に即したイベント運営	6
	(4) 公共施設の効率的・効果的活用の推進	6
2	2 組織・機構の改革	6
	(1) 組織・機構の見直し	7
3	3 危機管理対策の推進	7
	(1) 防災体制の強化	7
4	4 人材育成・管理の改革	7
	(1) 職員管理の見直し	7
	(2) 人材育成の推進	8
	(3) 人事管理体制の見直し	8
5	5 まちづくりの推進	8
	(1) まちづくりへの取組み	8
	(2) 情報の集約と伝達方法の簡素化	8
	(3) 地域ブランドの創出	9
IV	IV 資料	9

## I はじめに

### 1 策定の趣旨

本町では平成8年に『琴平町行財政改革大綱』を策定して以来、その時々々の町民ニーズや町の抱える課題に的確に対応していくため、4次にわたる行財政改革に基づき改革に取り組んでまいりました。

職員定数の削減や組織改編、各種補助金等の見直し、自治会や消防団・小中学校の再編にむけた取組みなど積極的な改革を実施してきた結果、行政の効率化や経費の削減など、持続可能な行政運営に向けた成果をあげることができました。

しかし、人口減少や景気低迷の長期化による税収の減少、社会保障関連経費や公共施設等の維持更新に係る経費の増加、地方交付税制度の改革などにより、地方自治体の財政状況は今後とも厳しい状況が続くことが予想されます。

平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国的な人口減少に歯止めをかけるべく取り組むこととなり、首都圏への人口の過度な集中を是正するため、それぞれの地域が持つ魅力や住みやすさなど、地方が持つ新たな価値観を引き出し発信することが求められております。本町においても、平成27年10月に「琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行い、子育て支援や移住定住促進などに取り組むことで人口減少問題を克服しようとするものであります。

こうした中、限られた財源を有効に活用し、地域の資源を活かしながら町民と共に考え、共に歩むまちづくりを目指し、ここに第5次行財政改革大綱を策定するものです。

平成28年10月

琴平町長 小野 正人

## 2 行財政改革の視点

琴平町総合計画後期基本計画、琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るため、これまで取り組んできた行財政改革の成果や新たな課題、さらには、社会経済情勢の変化を踏まえ、特に次の3つの視点のもとに、引き続き行財政改革に取り組んでいきます。

### (1) 町民ニーズに対応するための組織・機構の見直し

社会情勢が目まぐるしく変化を続ける中、新たな政策課題や町政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる体制が求められています。

そのため、職員数が減少している中でも、業務の拡大や多様化する町民ニーズに素早く、的確に対応するための組織・機構づくりに努めます。

また、限られたマンパワー（人的資源）を有効に活用し、町民サービスを低下させず効率的な行政運営ができるよう、各課の業務を逐次見直していきます。

職員に対しては、行政運営についての意識改革を促し、多様化する町民ニーズに対応できる質の高い職員の育成に努めていきます。

### (2) 持続可能な財政運営の推進

人口減少や景気低迷に伴い、一般財源の大幅な縮小が見込まれる中、将来にわたって安定した行政サービスを提供するためには、自主財源を安定的に確保するとともに、歳入に見合った歳出を行うよう歳出構造の質的転換を図る必要があります。

そのために、歳入については町税等の収納対策に積極的に取り組むとともに、ふるさと納税や広告等による収入の確保。また、未利用財産の処分・有効活用についても積極的に取り組むこととします。

歳出については事務事業全般にわたり見直しを行い、緊急性や必要性、優先度、貢献度等が高いと認められる事務事業に、限られた財源を重点的に配分するなど、より効率的で効果的な予算配分を行います。

また、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意工夫しながら、経常経費の徹底した削減にも努めます。

### (3) 防災に対する組織的対応のしくみづくり

南海トラフ地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生すると言われており、町民の間でも防災への意識が高まってきております。「町民の安全安心の確保」という観点から平成28年熊本地震や東日本大震災を教訓に、「行政機能の維持」・「町民の安全の確保」・「行政及び地域の防災体制のしくみづくり」といった事に努めます。

## Ⅱ 改革の進め方

### 1 推進期間

第5次行財政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の急変や新たな行政課題への対応が必要な場合には弾力的に見直すこととします。

### 2 推進体制

(1) 町長を本部長とする「琴平町行財政改革推進本部」を中心に、町民各層からなる「行財政改革推進委員会」の意見を尊重しながら、行財政改革を積極的に推進します。

(2) 町広報やホームページなどを通じて、行財政改革の進捗状況について町民にわかりやすく公表し、町民の意見を聴きながら行財政改革を一層推進していきます。

### Ⅲ 改革の取組項目の方向性

行財政改革の取組みにあたっては、「1、行政マネジメントの改革」、「2、組織・機構の改革」、「3、危機管理対策の推進」、「4、人材育成・管理の改革」、「5、まちづくりの推進」の5つの柱立をして体系化します。

体系図

基本目標	基本施策	取組項目
1 行政マネジメントの改革	(1) 財政の健全化	① 行政運営コストの低減と効率化
		② 新たな財源確保の検討・協議
		③ 国・県等補助事業等の活用
	(2) 事務事業の見直し	① 事務事業の再構築
	(3) 時代に即したイベント運営	① 各種イベントの見直し
(4) 公共施設等の効率的・効果的活用の推進	① 施設管理の充実	
2 組織・機構の改革	(1) 組織・機構の見直し	① 組織体制の見直し
		② 行政サービスの充実
3 危機管理対策の推進	(1) 防災体制の強化	① 地域防災計画の見直し
		② 自主防災組織結成の促進
		③ 災害物資等協定の締結
		④ 災害対策及び危機管理対策
4 人材育成・管理の改革	(1) 職員管理の見直し	① 職員の健康管理
		② 職員の意識改革の促進
	(2) 人材育成の推進	② 職員研修の充実強化
		③ 専門職員育成
		(3) 人事管理体制の見直し
② 人事評価制度の充実		
5 まちづくりの推進	(1) まちづくりへの取組み	① 町民まちづくりアンケートの実施
		(2) 情報の集約と伝達方法の簡素化
	② 広報広聴の充実強化	
	③ 情報公開の推進	
	(3) 地域ブランドの創出	① 地域ブランドの開発強化

## 1 行政マネジメントの改革

役場は、町民にとって最も身近な行政機関であり、近年その運営も経営的視点を取り入れた合理性や利便性が求められるようになってきています。また、公共施設運営についてもサービスの向上が求められています。このように行政の効率的・効果的な運営促進により、行政マネジメントの改革を図ります。

### (1) 財政の健全化

財政状況を的確に把握しながら、徹底した歳入歳出改革を図ります。国や県の補助金のみでなく民間資金をも含めた活用を推進することで、持続可能な財政基盤の確立・健全な財政運営を目指します。また、新たな財源確保に向けた取組みも行います。

- ① 行政運営コストの低減と効率化
- ② 新たな財源確保の検討・協議
- ③ 国・県等補助事業等の活用

### (2) 事務事業の見直し

限られた人員や財源の中で、町民ニーズに対し効率的に対応するため、事業内容の再構築に取り組みます。また、活力ある町の育成を目指して、産業活性化の推進に努めます。

- ① 事務事業の再構築

### (3) 時代に即したイベント運営

町の行事、イベント等について時代や町民ニーズに合ったイベント運営を目指します。

- ① 各種イベントの見直し

### (4) 公共施設等の効率的・効果的活用の推進

公共施設等についての適切な管理運営の在り方を検討し、計画的な施設等の管理に努めます。また、未利用財産の処分や有効活用についても検討し、積極的に取り組んでいくこととします。

- ① 施設管理の充実

## 2 組織・機構の改革

地方創生に対応した行政運営実現のためには、柔軟な行政組織の構築が求められています。そこで、サービスを提供するうえで町民にとってわかりやすい組織づくりを目指して、組織・機構の改革を進めます。

#### **(1) 組織・機構の見直し**

多様な行政ニーズや課題に迅速、かつ、的確に対応するため、より簡素で、機動的な組織体制の構築を進めます。また、住民が望む施策や行政サービスの推進、情報提供等に努めます。

- ① 組織体制の見直し
- ② 行政サービスの充実

### **3 危機管理対策の推進**

南海トラフ地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生すると言われている中、現在日本国内では「平成28年熊本地震」など、各地で震災や風水害等が多発しています。本町においても大型台風による風水害や、ゲリラ豪雨による被害等が見込まれることから、危機管理体制の見直し・強化が急務であると考えています。

#### **(1) 防災体制の強化**

災害発生時、町民や観光客に対する人的支援や物的支援を円滑に行うため、防災体制の強化に努めます。また、町民に安全で安心した生活を送っていただくため、災害発生時において迅速かつ的確な対応が図れるよう関係部署との連携強化に努めます。

- ① 地域防災計画の見直し
- ② 自主防災組織結成の促進
- ③ 災害物資等協定の締結
- ④ 災害対策及び危機管理対策

### **4 人材育成・管理の改革**

最良なサービス提供のためには、職員一人ひとりが目的意識を持って職務にあたる必要があります。そこで、町では職員研修のみならず、人事制度等、総合的かつ長期的観点から改革に取り組みます。

#### **(1) 職員管理の見直し**

職員の心身の健康を考慮し、健康診断の受診徹底を行うなど職員の健康管理に努めます。

- ① 職員の健康管理

## **(2) 人材育成の推進**

限られた経営資源のもとで、より効率的かつ効果的な行政運営と質の高い行政サービスの提供を図るため、政策立案能力や自らの役割と使命の認識に基づく業務遂行能力など町民の付託に応えられる職員として必要な能力の向上に努めます。また、専門職員の育成を推進し町民が安心して相談出来る体制づくりに努めます。

- ① 職員の意識改革の促進
- ② 職員研修の充実強化
- ③ 専門職員育成

## **(3) 人事管理体制の見直し**

職員の仕事への意欲向上につながるような仕組み作りや、人事評価制度に基づく適正な人員配置を行います。また、業務量等に十分配慮しながら必要な職員の確保も図ります。

- ① 職員意識アンケートの実施
- ② 人事評価制度の充実

## **5 まちづくりの推進**

これからのまちづくりは、地域の課題や町民ニーズに的確に対応していくため、町民と行政とが互いにパートナーシップをとり、連携して進めていくことが求められています。さらに、町民自らがまちの未来を描ける仕組みづくりも必要となってきます。そこで、町では町民の声を町政に反映させる体制の充実・強化を図り、官民一体となれる協働のまちづくりを推進していきます。

### **(1) まちづくりへの取り組み**

町では、町民参加のもと、まちづくりを推進していきます。町民と行政との一層の信頼関係を築きながら、新しい琴平町を目指します。

- ① 町民まちづくりアンケートの実施

### **(2) 情報の集約と伝達方法の簡素化**

町民への情報伝達については、広報誌による周知をはじめ町ホームページやその他あらゆる方法を用いた情報発信を行うこととします。さらに、掲載方法の工夫やホームページの見直しを行い、見る人目線での情報発信を図ることで、行政の透明性及び、情報公開の推進に努めます。

- ① パブリックコメントの推進
- ② 広報広聴の充実強化
- ③ 情報公開の推進

### **(3) 地域ブランドの創出**

町内の観光産業や農産業育成のため、地域特性を活かした付加価値の高い商品づくりに取り組みます。また、マスコットキャラクターを使ったPRを行い、町のイメージアップにも努めます。

- ① 地域ブランドの開発強化

## IV 資 料

### 琴平町行財政改革推進本部設置要綱

平成7年6月1日

訓令第4号

#### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、琴平町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長又は各課長（局、室、所）のうち本部長が任命するものをもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

#### (庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第1号抄）

#### (施行期日)

第1条 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日訓令第1号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。